


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則につ				
	いて	区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>1) 改正の要旨</p> <p>母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、法令名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されるため、引用している法令名を変更するものである。</p> <p>2) 施行日等</p> <p>平成26年10月1日から施行する。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
文書課審査済					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議終了後、速やかに規則改正の手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。